

(メール通知)
事務連絡
令和2年7月9日

指定放課後等デイサービス事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

夏季休業期間の放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについて

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば学校が夏季休業となる期間において、授業が行われた場合における放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについて、以下のとおり示されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば長期休業になる期間において、学校が授業を実施する場合、その実施日や授業時間は各市町村の教育委員会又は学校ごとに決めることになると承知しています。これにより、学校の授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されます。

このように、学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合でも、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとします。

また、異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違っている場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。

なお、この場合は特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象とはなりませんので、ご留意ください。

【出典：R2.6.30 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その2) Q&A28】

については、それぞれの利用児童が通う学校における今年度の夏季休業期間を御確認いただき、各事業所において、学校休業日単価を適用する期間を設定したうえで報酬請求を行うよう御留意をお願いします。

なお、県内の公立学校における今年度の夏季休業期間について、別添のとおりまとめましたので、参考としてください。

(参考)愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」

愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >

指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ) 新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障がい福祉課障がい支援係

TEL：089-912-2424 FAX：089-931-8187

E-mail：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp